

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童生徒の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童生徒の問題ではなく、どの学級、どの児童生徒にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、児童生徒自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育てていく。

(2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ② 子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取り組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、児童生徒とのコミュニケーションの場を大切にして、いじめを未然に防ぐ体制を推進する。
- ③ この基本方針については、学校ホームページに掲載し児童や保護者等に周知を図るとともに、年度ごとに対策等を見直し、学校・家庭・地域が連携・協力して、いじめ問題の克服に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本施策

① いじめ対策としての予防

ア いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で積極的に取り上げて平素から職員間の共通理解を図る。
- ・児童に対して、日常的にいじめ問題について触れ「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。【**自他を尊重する心**】
- ・自他の意見の相違があっても、建設的に意見を調整し解決していく力、自分の言動が相手や周囲にどのような影響を与えるかを判断して行動する力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。【**豊かなかかわり**】

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・生徒指導の実践上の視点を生かしたわかる授業を展開し、授業を通じてのストレスや劣等感を持たせないようにする。児童一人一人が主体的に学べるように授業を工夫する。【**主体的な学び**】

- ・ストレスを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや、読書などで発散したり、誰かに相談してストレスを適切に対処したりできる力を育む。【**健やかな体**】
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍できる場や、互いを認め合える場の設定を積極的に行い児童の自己有用感や自己肯定感を高める。

オ 児童がいじめについて自ら学ぶ機会の設定

- ・「**いのちを大切に**するキャンペーン」などを通じて、いじめ問題について児童が主体的に学び合い、いじめ防止について考える場を設定する。
- ・児童会による「**高北小いじめ0（ゼロ）宣言**」を行い、いじめを防止する意識を高める。

② いじめの早期発見のための措置

ア 日常的な観察

生活ノートの記録、休み時間、放課後などの児童生徒との会話を通して生徒の様子を把握する。

イ 教育相談の充実

個人面談などの教育相談週間の設定などにより、悩みを聞く機会を設ける。また、保健室や相談室の利用など相談窓口について周知する。

ウ アンケートによる調査（年4回／実施時期6月中旬、9月下旬、11月下旬、2月上旬）

生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査を定期的実施して、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人一人の状況を把握する。

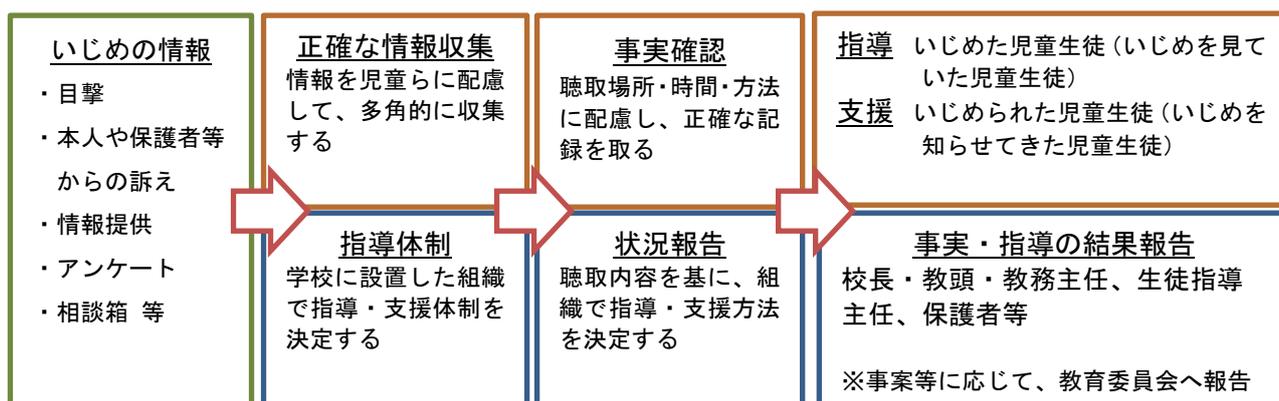
(3) 組織

いじめの防止等を実行的に行うため、「**高洲北小学校いじめ防止対策委員会**」を設置する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、担任、教育相談担当教員、養護教諭、スクールライフカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、保護者代表、学校医 等

※その他、必要に応じて関係職員を追加する。

(4) 組織的ないじめ対応の流れ



3 学校評価における留意事項

いじめの実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること。
- (2) いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること。
- (3) 学校ホームページで、いじめに対する取り組みについて掲載し、家庭や地域に発信していく。